

7月20日(日)は参議院議員通常選挙の予定です

問 選挙管理委員会

☎ 7120

投票時間 7時～20時(ただし、下表に記載の投票所については、7時～18時)

投票所	場所
第3投票所	野瀬コミュニティ会館
第4投票所	鯛浜公民館
第18投票所	矢野公民館
第21投票所	ふるさと交流館



投票のできる人 平成19年7月21日以前に生まれた人で、令和7年4月2日以前から相生市に住み、選挙人名簿に登録されている人。

※6月21日(土)以降に市内転居届を出した人は、旧住所地で投票していただきます。ご注意ください。

期日前投票 投票日に投票をすることが困難で、仕事などの期日前投票事由に該当すると見込まれる人は、期日前投票ができます。

日程および場所については、下表のとおりです。

日時	場所
7月4日(金)～19日(土) 8時30分～20時	市役所2号館1階
7月12日(土) 9時～18時	若狭野多目的研修センター
7月13日(日) 9時～18時	矢野公民館

期日前投票

期日前投票をする人は、宣誓書の提出が必要です。

「投票所のお知らせ」(はがき)の裏面の期日前投票宣誓書に必要な事項を記入して、期日前投票所に持参ください。

期日前投票所までの送迎

- 対象者 車椅子などを使用している人で、投票用紙に記入できる人、またはどの候補者に投票するか意思表示ができる人。
- 利用方法 社会福祉協議会で実施しているあいおい運転ボランティアグループの移送サービスを利用して送迎します。付き添いが必要であるなどの決まりがあります。詳しくは社会福祉協議会☎ 2666まで。
- 利用期間 7月4日(金)～18日(金) 9時～16時30分(土・日除く)
- 費用 市が負担(保険料については、個人負担)

郵便等による不在者投票制度

身体の重度な障害のため、歩行困難で投票所にて投票することができない人のために、「郵便等による不在者投票制度」があります。

※あらかじめ郵便等投票証明申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

選挙公報

新聞折込で配布します。市役所および扶桑電通なぎさホール・各市立公民館・若狭野多目的研修センター・道の駅あいおい白龍城・あいおい情報ラウンジに配置します。事情により取りに行けない人は選挙管理委員会へご連絡ください。

戸籍に氏名の振り仮名が記載されます

問 市民課市民係

☎ 23 7129

戸籍法の改正により、戸籍に氏名の振り仮名を記載するため、皆さんに通知書を送付し、氏名の振り仮名を確認します。

確認手順

- ①本籍地の市区町村から、戸籍に記載される予定の氏名の振り仮名の通知書が届きます。

- ②振り仮名を確認してください。
※誤っている場合は、「氏名の振り仮名の届出」が必要(正しい場合は手続き不要)

- ③令和8年5月25日(月)までに届出がない場合、通知書の振り仮名が戸籍に記載されます。

届出期間 令和8年5月25日(月)まで

届出方法 オンライン(マイナポータル)、郵送または市区町村の窓口

- 届出人**
- 氏は原則戸籍の筆頭者
※筆頭者が除籍されている場合は、その配偶者、その配偶者も除籍されている場合は子
 - 名は本人(15歳未満の場合は原則親権者)

注意事項 振り仮名の届出に手数料はかかりません。また、届出をしなくても罰則・罰金はありません。振り仮名の届出に当たって、法務省や市区町村から金銭を支払うよう要求されることはありません。詐欺にご注意ください。市区町村に届出をした後に振り仮名を変更するには、家庭裁判所の許可を得て、届出をする必要があります。

詳しくは法務省ホームページをご確認ください。

振り仮名専用コールセンター：0570-05-0310

(8時30分～17時15分)

※土・日・祝日・年末年始を除く



コスモストーク日程 (7月14日～最終日分)

問 企画広報課秘書広報係

☎ 23 7123

地域での課題や政策課題などについて、皆さんの貴重なご意見をお聞かせください。

開催日・会場 下表のとおり

開催時間 いずれも19時から
※当日の17時に警報が発表された場合は、延期とします。
(19時までに警報が解除または雨が止んでいた場合でも延期となります。)

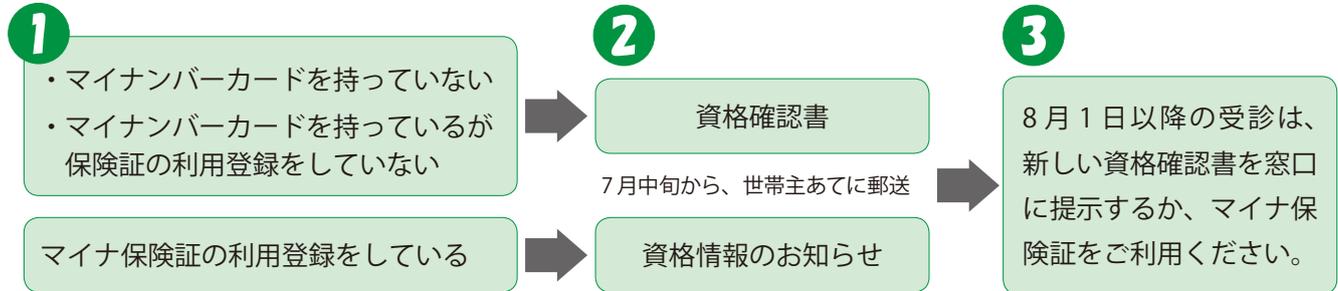
開催日	対象地区	会場
7月14日(月)	矢野小学校区 (矢野町地区)	矢野公民館
7月16日(水)	双葉小学校区 (古池・向陽台・那波野・赤坂・双葉地区)	那波野地域福祉活動センター
7月18日(金)	中央小学校区 (旭地区)	総合福祉会館
7月22日(火)	中央小学校区 (山手・菅原町地区) 双葉小学校区 (池之内・汐見台地区)	陸公民館
7月24日(木)	中央小学校区 (陸・ひかりが丘地区)	陸自治会館

問 市民課国保係

☎ 7154

国民健康保険資格確認書等が更新されます！

国民健康保険被保険者証および資格確認書等が、8月1日から新しくなります。マイナンバーカードをお持ちでない人またはマイナンバーカードをお持ちで保険証の利用登録をしていない人には、資格確認書が交付されます。マイナ保険証の利用登録をしている人は、資格情報のお知らせが交付されます。(70歳未満の人の資格情報のお知らせには、有効期限がないため、すでにお持ちの人には交付されません。)



※令和8年7月31日までに75歳になる人は、誕生日から後期高齢者医療制度に移行します。後期高齢者医療資格確認書は、国民健康保険資格確認書および資格情報のお知らせの有効期限が切れるまでに、市より送付します。(手続きは不要です。)

- 国民健康保険の切替
退職後や就職により、保険が変更となった場合には、届出が必要です。
- マイナ保険証を利用しましょう
マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなしで一医療機関での高額療養費の限度額を超える支払いが免除されるなどのメリットがあります。

令和7年度国民健康保険税率が決定しました

問 市民課国保係

☎ 7154

相生市の保険税率などの水準は標準的な保険料率などと比べて低いため、平成30年度から前年度までの剰余金を活用して段階的・計画的に引き上げています。本年度は、均等割額、平等割額、および賦課限度額について次のとおり改定を行います。

●**保険税率等** 【】内は前年比 ※世帯に属する被保険者にかかる総所得金額等から市民税の基礎控除を控除した額。

	所得割率 (世帯の加入者の前年中 の所得※に応じたもの)	均等割額 (世帯の加入者数に応じたもの)	平等割額 (1世帯ごとにかかるもの)
医療給付費分 ※保険給付や保健事業に活用	7.20%	30,000円 【+1,400円】	20,000円 【+800円】
後期高齢者支援金等分 ※後期高齢者医療制度に活用	2.78%	12,000円 【+600円】	7,900円 【+400円】
介護納付金分 ※介護保険制度に活用	2.56%	12,500円 【+700円】	6,400円 【+300円】
合計	12.54%	54,500円 【+2,700円】	34,300円 【+1,500円】

賦課限度額 (負担額の上限)	令和7年度
医療給付費分 (保険給付や保健事業に活用)	66万円【+1万円】
後期高齢者支援金等分 (後期高齢者医療制度に活用)	26万円【+2万円】
介護納付金分 (介護保険制度に活用)	17万円
合計	109万円【+3万円】

- ★未申告の場合、軽減措置が受けられない場合があります。
- ★医療費の増大が保険税率などの算定に関わるため、年に1度は健康診査を受けましょう。
- ★保険税の納付を口座振替にすれば便利です。

後期高齢者医療制度にかかる 新しい資格確認書を送付します

問 市民課医療年金係

☎²³ 7167

資格確認書

7月中旬に新しい資格確認書を送付します。8月1日以降の受診は、新しい資格確認書またはマイナ保険証を利用してください。

※令和4年10月1日から令和7年9月30日までは、負担割合が2割の人について、医療費の自己負担額の増加額を3,000円までに抑える配慮措置を適用します。(入院費は対象外)

自己負担限度額区分・特定疾病区分の併記

マイナ保険証利用によるオンライン資格確認を受けるか、「自己負担限度額区分・特定疾病区分を併記した資格確認書」を提示することで、医療機関ごとに1か月に支払う自己負担額が、外来・入院ともに区分に応じた限度額までとなります。(柔道整復、鍼灸、あんまマッサージの施術などは除く)

現在、「限度額適用・標準負担額減額認定証」もしくは自己負担限度額区分・特定疾病区分を併記した資格確認書を持ち、8月以降も引き続き対象の人には、7月中旬に新しい限度区分を併記した資格確認書を送付します。

新たに限度区分の記載を希望する場合は、窓口で申請してください。



※令和6年12月2日以降は、新たに現行の被保険者証および限度額認定証などは発行できなくなり、マイナ保険証でのオンライン資格確認を基本とする仕組みに移行しましたが、今回郵送する新しい資格確認書は、令和8年7月31日まで使用できます。

後期高齢者医療保険料額が決定しました

問 市民課医療年金係

☎²³ 7167

7月中旬に後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します。

令和6年4月からの後期高齢者医療制度の保険料について、子育てを全世代で支援するため、また、高齢者世代・現役世代それぞれの人口動態に対処できる持続可能な仕組みにするとともに、当面の現役世代の負担上昇を抑制するため、次のような改正が行われました。

- ・後期高齢者医療制度が、出産育児一時金にかかる費用の一部を支援する仕組みの導入
- ・後期高齢者一人当たりの保険料の伸び率を、現役世代の一人当たりの「後期高齢者支援金」の伸び率に合わせる(後期高齢者負担率を引き上げる)

これにより、後期高齢者医療制度の保険料は増加することになります。

●保険料の計算方法

均等割額
(52,791円)

+

所得割額

{ 令和6年中(1～12月)の総所得金額等※1 -
基礎控除額43万円 ※2 } × 所得割率11.24%

=

令和7年度保険料額
(最高限度額80万円)

- ※1 総所得金額等 = 収入額 - 控除額。ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除額(社会保険料控除額、扶養控除額等)は含みません。
- ※2 合計所得金額が2,400万円を超える場合は、その金額に応じて段階的に基礎控除額が減少します。

带状疱疹ワクチン接種

問 保健センター

☎ 7168

令和7年4月から、带状疱疹の発症リスクが高い人へのワクチン接種が、定期接種の対象になりました。定期接種対象者には、令和7年4月に予診票などを送付しています。

実施医療機関は、相生市民カレンダーのP.28または市ホームページでご確認ください。

●定期接種

- 対象**
- ・今年度に65歳になる人・60～64歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害があり、日常生活がほとんど不可能な人
 - ・今年度70、75、80、85、90、95、100歳になる人
 - ・101歳以上の人(令和7年度のみ)
- ※今までに接種したことがない人



自己負担額・回数

- ・生ワクチン 4,000円/1回(1人1回)
 - ・不活化ワクチン 11,000円/1回(1人2回)
- ※生活保護受給者は受給証明書があれば無料
※ワクチンは2種類、医師に相談のうえ接種ワクチンを決定

期間 4月1日～令和8年3月31日

●任意接種

対象 接種日において50歳以上の定期接種対象者以外の人で、市から同補助を受けていない人

- 助成額・回数**
- ・生ワクチン 接種費用の1/2 上限額4,000円(1人1回)
 - ・不活化ワクチン 接種費用の1/2 上限額10,000円(1人2回)
- ※助成を受ける場合は、保健センターで手続き後に助成券を発行

国民年金保険料免除制度をご利用ください

問 市民課医療年金係

☎ 7167

●申請免除制度

所得の減少や失業などの理由で保険料の納付が困難な場合、申請すると、保険料の全額または一部が免除される場合があります。

対象 本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下の場合や失業などの理由がある人

●納付猶予制度

50歳未満の人を対象に保険料の納付期間を猶予します。年金受給の資格期間には入りますが、10年以内に納めなければ受給額には反映されません。

対象 50歳未満の本人、配偶者が全額免除の対象者である人

- 申請に必要なもの**
- ①基礎年金番号が分かるもの
 - ②失業などの理由によるときは「雇用保険受給資格者証の写し」、「離職票」など
 - ③顔写真付き本人確認証

※令和6年度全額免除または納付猶予承認の人で、継続を希望した人は申請不要

※免除期間は令和7年7月～令和8年6月です。

年金相談（要予約）

姫路年金事務所 ☎ 079-224-6382

受付 月～金曜日 8時30分～17時15分
週初め開所日 8時30分～19時
第2土曜日 9時30分～16時

場所 姫路年金事務所

持ち物 基礎年金番号がわかるもの、顔写真付き本人確認証、印鑑

年金出張相談（要予約）

姫路年金事務所 ☎ 079-224-6382

日時 7月10日(木) 10時～15時30分

場所 扶桑電通なぎさホール

持ち物 基礎年金番号がわかるもの、顔写真付き本人確認証、印鑑

※代理人の場合は本人の委任状と受任者の顔写真付き本人確認証が必要

定員 18人 **申込** 7月9日(水)まで

クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）を開設

問 保健センター

☎ 22 7168

熱中症から身を守り、どなたでも自由に休憩が取れるよう、市の施設をクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）として開放しています。熱中症による重大な健康被害の発生を予防するため、施設を利用し、暑さをしのいでください。

クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）

- ・市役所
- ・総合福祉会館
- ・扶桑電通なぎさホール
- ・図書館
- ・生きがい交流センター
- ・相生公民館
- ・陸公民館
- ・西部公民館
- ・東部公民館
- ・矢野公民館
- ・若狭野多目的研修センター



※各施設の開設時間など詳しくは市ホームページをご覧ください。

マイナンバーカードの申請など

問 市民課市民係

☎ 23 7129

「マイナンバーカード申請・受取などの休日臨時窓口」

平日に市役所に来ることが難しい人は、休日臨時窓口をご利用ください。

日時 8月3日(日) 9時～11時30分

場所 相生市役所1号館1階2番窓口

申込 7月25日(金)までに電話で申込



「ご近所・ご自宅出張サービス」

病気や身体の状態により市役所に来ることが難しい人は、職員が地域や自宅に出向いて、写真撮影とマイナンバーカードの申請受付を行い、できあがったカードは郵便します。

申込 電話で申込

「非核平和展」を開催します

問 総務課総務係

☎ 23 7126

原爆の惨禍を繰り返さないよう、原爆の被害を正しく伝え、市民の皆さんに「平和の尊さ」について考えていただくため、「非核平和展」を開催します。

開催期間中は、被害の様子を写した写真パネルや平和の絵本、アニメなどを広島平和記念資料館および長崎原爆資料館からお借りし展示するほか、相生市内小中学校の児童生徒によって描かれた「非核平和を訴える児童生徒の絵画・ポスター」を展示します。

日時 8月1日(金)～8月15日(金)

休館日 (8月5日(火)・12日(火)・13日(水))を除く。

場所 扶桑電通なぎさホール1階

